

奈良県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和三年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	休止年月日
社会福祉法人は ーとらんど	生駒郡三郷町 勢野北四ー一 三ー一	ハートランド 五條訪問看護 ステーション	五條市二見五ー 三ー六三	令和三年二月二 十日